

演習場周辺住宅防音事業における機能復旧工事について

令和7年4月14日より希望届の受付を開始します

対象地域	対象となる住宅
東富士演習場周辺	平成11年3月末までに住宅防音工事が完了した住宅 ※希望届の提出数や工事の進捗状況等を踏まえ、順次拡大
北富士演習場周辺	住宅防音工事が完了した日から10年を経過した住宅 ※現行指定区域内に限る

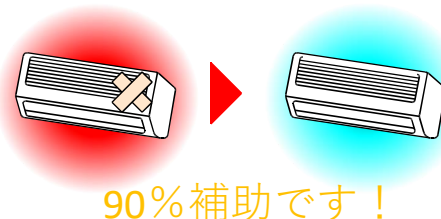
1 空気調和機器の機能復旧工事について

- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。

【例】故障により作動しない、室外機がさび付いて腐食している、冷媒管が分断している等

ただし、機器が設置されている部屋を居室以外に改造したり、防音区画が保持されていない場合等は補助対象にはなりません。

- 補助率は90%です。
(自己負担は10%となります。)



2 防音建具の機能復旧工事について

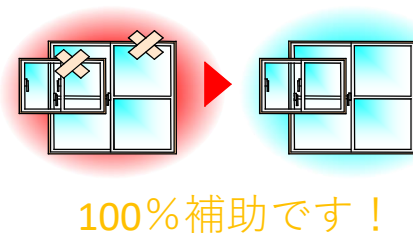
- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。

【例】経年劣化によりサッシ（窓）が開閉できない、施錠できない、サッシ（窓）の調整（戸車等）を実施した上で、クレセントを施錠した状態でサッシ（窓）が左右に動く※等

※サッシメーカー等による診断が必要

ただし、建具が設置されている部屋を居室以外に改造したり、防音区画が保持されていない場合等は補助対象にはなりません。

- 補助率は100%です。
- 詳細は下記問い合わせ先にご連絡下さい。



問い合わせ先
南関東防衛局 企画部 防音対策課 砲撃音防音係
045-211-7396 (直通)